

憲法 採点基準

問題1 20点

公務員の労働基本権が、公権力と特別な権力関係にある者として一定の制約が是認されることと、その理由について理解していることについて5点、その制約については根拠が必要であり、必要最低限度のものでなければならないということについて、5点を配点する。本件においては、賃上げではなく労働環境の改善という労働者の要求をどう実現するかの問題であるということを適切に判断した上で、本件において労働者の権利としての争議権の制約が許されるかどうかについて適切に論じていれば、10点を配点する。

具体的な判例への言及があれば、3点を限度に加点する。

問題2 5点

国民と政治を媒介する政党の役割、すなわち、選挙において国民に分かりやすく公約やマニフェストを示すことで国民の選択に資すること、国会において公約を守ることで国民の政治意思を実現するということのほか、社会から様々な要望を聞き取って政治の場に反映するという事などについて適切に理解し説明できていれば5点を配点する。

政治家の養成や、国会内で会派を通じた意思決定の組織化、党議拘束などについて触れられていれば2点を限度に加点する。